



## 職種コード表

A01	臨床検査技師	A05	助産師
A02	診療放射線技師	A06	看護師
A03	臨床工学技士	A07	准看護師
A04	医師	A08	メーカー

## 専門領域コード表

B01	体表	B13	腎臓
B02	消化器	B14	乳腺
B03	産婦人科	B15	甲状腺
B04	血管	B16	唾液腺
B05	循環器	B17	頭頸部
B06	泌尿器	B18	頸動脈
B07	検診, 健診	B19	四肢動静脈
B08	肝臓	B20	心臓
B09	胆道	B21	軟部組織
B10	膵臓	B22	運動器
B11	消化管	B23	その他
B12	胸腹部		

### <改姓による会員証再発行希望の方へ>

- 連絡用紙, 使用済会員証, 返信用封筒 (84 円切手貼付) を同封の上, 事務局までご郵送ください。  
※使用済会員証の添付が無い場合には紛失とみなし有償発行となりますので, ご注意ください。  
※紛失・汚損による再発行は有償となります。学会 HP「よくある質問」をご確認頂くか, または事務局へお問い合わせください。

### <超音波検査士資格をお持ちの方へ>

- 超音波検査士資格をお持ちの方は, 公益社団法人日本超音波医学会へも変更のお手続きをお願いいたします。
- 本学会の会員で, 公益社団法人日本超音波医学会の会員でない方もこの変更手続きが必要です。
- 連絡方法は, 公益社団法人日本超音波医学会のホームページ (<http://www.jsum.or.jp/>) の「お問い合わせ・連絡」または FAX にてお手続きをお願いします。
- ご連絡の際は必ず「検査学会のみの会員であること」「超音波検査士番号(RMS 番号)」を記載してください。※「超音波検査士」とは公益社団法人日本超音波医学会が認定している資格です。

### <超音波検査士資格をお持ちの方で退会申請をされる方へ>

退会日に当学会と公益社団法人日本超音波医学会の両方に在籍されている方は, 超音波検査士資格を維持継続することができます。ただし, 当学会にのみ在籍されている方は, 退会日をもって超音波検査士更新の資格を完全に失うこととなりますので十分ご注意ください。

### <公益社団法人日本超音波医学会に移籍して在籍年数の合算をされる方>

超音波検査士の受験または資格更新手続きをする際に, 当学会に在籍していた期間を公益社団法人日本超音波医学会に移籍してからの在籍年数と合算を希望される方は, 当学会の在籍証明書の提出が必要となります。退会後の発行には, 発行手数料 400 円が必要となります。退会される前に会員専用ページより事前に取得をお願いいたします。

なお, 合算には継続しての在籍が必要となります (例として 4 月 1 日から移籍する場合は 3 月 31 日までの在籍証明書が必要となります)。

在籍証明書に記載される在籍期間は, **入会年月日～在籍証明書発行年月日となります**のでご注意ください。詳しくは, 学会 HP よくある質問 Q6-8 をご覧ください。